

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
(洪水編)

(案)

平成31年●月

富良野市

〈 目 次 〉

1	避難勧告等の対象とする洪水（内水氾濫）	1
2	避難勧告等の発令対象区域	2
3	避難勧告等を判断する情報	3
4	河川の水位と発表される洪水予報等	4
5	避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	5
6	避難勧告等の発令の判断基準	6
7	避難勧告等の解除の判断基準	11
8	協力・助言を求めることのできる機関	11
9	避難勧告等の伝達方法	12
10	避難勧告等の伝達文	13

別添 「主要水位・雨量観測所一覧」

巻末資料

I 避難勧告等判断フロー図（水害／水位周知河川）

II 洪水浸水等予測図（防災マップ）

1 避難勧告等の対象とする洪水（内水氾濫）

＜対象（立退き避難が必要な災害の事象）＞

- ① 堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合
- ② 山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合
- ③ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合
- ④ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）
- ⑤ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

＜避難勧告等の対象とする河川＞

① 国土交通大臣による洪水予報指定河川

対象	空知川
----	-----

② 知事による水位周知河川

対象	富良野川、ベベルイ川、ヌッカクシ富良野川、西達布川
----	---------------------------

③ その他の中小河川

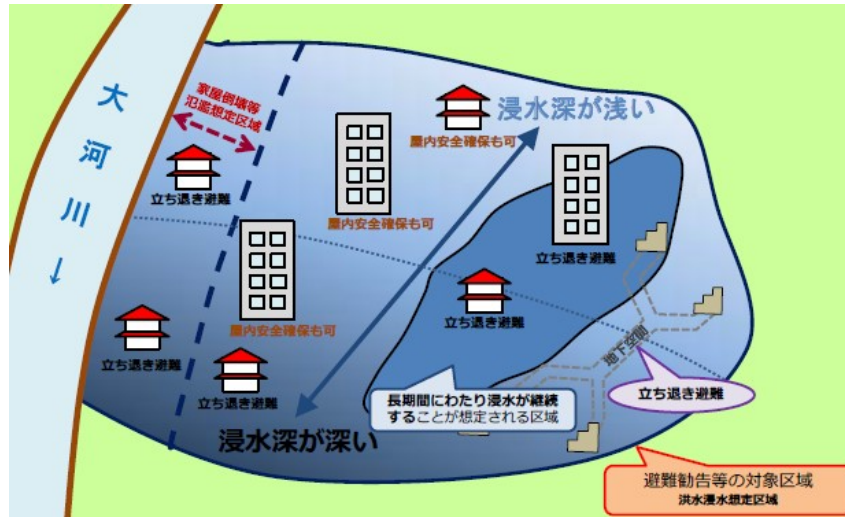
対象	布礼別川、シブケウシ川、北一号川、二線川、布部川、八線川、十線川、滝の沢川、東八線川、十二線川、十四線川、十五線、十八線川、勇振川、紅葉川、二十五線川、山部川、老節布川、昭栄川、熊の沢川、川松沢川、ポン布部川、白鳥川、ほか全ての中小河川
----	--

＜避難勧告等の対象としない小河川・下水道等の条件（次の3条件に該当することが必要）＞

- ・ 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・ 河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・ 地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合

2 避難勧告等の発令対象区域

洪水予報河川と水位周知河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難勧告等の発令対象区域を設定する。避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令する。



洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものである。そのため、実際の避難勧告等の発令においては、発令時の河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮する必要があることから、市町村は、河川を管理する北海道開発局・道が算定した洪水規模別、決壊地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが必要である。

また、大川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難勧告の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

水位周知下水道では、水防法に基づき公表されている内水浸水想定区域を参考に、避難勧告等の発令対象区域を設定する。

その他河川等からの氾濫についても、国・道からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性に応じて区域を設定する。設定にあたり、地形や過去の浸水実績等により、災害リスクが把握できる場合もあるため、これらの情報を活用することも考えられる。

3 避難勧告等を判断する情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表	《北海道防災情報システム》 http://www.bousai-hokkaido.jp/
大雨警報(浸水害)	気象庁	大雨によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。大雨による浸水について警戒を呼びかけるものであり、避難準備・高齢者等避難開始を発令する際の参考とする。	《気象庁ホームページ》 http://www.jma.go.jp/jma/ 《防災情報提供システム》 https://bosai.jmainfo.go.jp/ (ID・パスワード必要)
大雨特別警報(浸水害)	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。大雨警報(浸水害)の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものである。大雨特別警報(浸水害)が発表された場合、既に避難勧告が発令済みであること、或いは、避難勧告は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、改めて呼びかけを行い、周知を図る。避難勧告の判断に際し、大雨特別警報(浸水害)の発表を待つべきではない。	
洪水注意報	気象庁	洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表される。	《北海道防災情報システム》 《気象庁ホームページ》 《防災情報提供システム》
洪水警報	気象庁	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して概ね市町村単位で発表される。洪水予報河川・水位周知河川以外の河川周辺住宅等に対する避難の呼びかけ等の参考とする。	《北海道防災情報システム》 《気象庁ホームページ》 《防災情報提供システム》
指定河川洪水予報(洪水予報河川)	国土交通省 北海道 気象庁	国や北海道が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。	《北海道防災情報システム》 《気象庁ホームページ》 《防災情報提供システム》 《川の防災情報》 http://www.river.go.jp/ 《市町村向け川の防災情報》 http://city.river.go.jp/title_city.html (ID・パスワード必要)
水位到達情報(水位周知河川)	国土交通省 北海道	水位周知河川及び水位周知下水道において、所定の水位に到達した場合、水位到達情報(氾濫危険情報等)が発表される。	《市町村向け川の防災情報》
流域雨量指数の予測値	気象庁	河川の上流域に降った雨により下流域の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標	《防災情報提供システム》
大雨警報(浸水害)・洪水警報の危険度分布	気象庁	大雨警報(浸水害)・洪水警報を補足する情報	《防災情報提供システム》
降水短時間予報	気象庁	6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想。	《気象庁ホームページ》 《防災情報提供システム》
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の内容を補充して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区气象台及び各地方气象台から適時発表される。	《気象庁ホームページ》 《防災情報提供システム》

4 河川の水位と発表される洪水予報等



○情報の名称等

■水位

- ①氾濫注意水位 水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水、津波又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位をいう。
- ②避難判断水位 氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。
- ③氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。

■指定河川洪水予報

- ①氾濫注意情報 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれた時
- ②氾濫警戒情報 避難判断水位に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれた時
- ③氾濫危険情報 氾濫危険水位に到達した時
- ④氾濫発生情報 氾濫が発生した時

5 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	災害対策基本法第56条 市町村長が、避難のための立退きの準備その他の措置について行う必要な通知又は警告。	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、洪水に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	災害対策基本法第60条 市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告することができる。 避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。	・洪水に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣のより安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。
避難指示(緊急)	災害対策基本法第60条 市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、急を要すると認めるときは、避難のための立退きを指示することができる。 避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。	・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、洪水に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

6 避難勧告等の発令の判断基準

各河川及び水位観測所は別添「主要水位・雨量観測所一覧」のとおり

（避難勧告等の発令の判断基準）

（１）空知川≪洪水予報河川≫

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
避難準備・高齢者等避難開始	1 指定河川洪水予報により、空知川の布部水位観測所①の水位が避難判断水位である 185.50m又は空知川の布部水位観測所②の水位が避難判断水位である 184.40mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 2 指定河川洪水予報の水位予測により、空知川の布部水位観測所①の水位が氾濫危険水位である 185.90m又は空知川の布部水位観測所②の水位が氾濫危険水位である 184.80mに到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	花園町、錦町、住吉町、新光町、瑞穂町、春日町、西麻町、北麻町、東雲町、東麻町、南麻町、東町、桂木町、新富町、弥生町、若松町、本町、朝日町、日の出町、幸町、末広町、栄町、若葉町、緑町、扇町、南町、西町、北大沼、南大沼、西鳥沼、北扇山、西扇山、南扇山、布部市街地、布部、上五区、中五区、下五区、学田三区、山部市街地、山部北星、山部桜丘、山部共進、山部南陽
避難勧告	1 指定河川洪水予報により、空知川の布部水位観測所①の水位が氾濫危険水位である 185.90m又は空知川の布部水位観測所②の水位が氾濫危険水位である 184.80mに到達したと発表された場合 2 指定河川洪水予報の水位予測により、空知川の布部水位観測所①又は②の水位が堤防天端高である 190.19mを越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
避難指示（緊急）	1 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 空知川の布部水位観測所①の水位が、氾濫危険水位である 185.90m又は空知川の布部水位観測所②の水位が氾濫危険水位である 184.80mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高である 190.19mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 3 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）	

※ 避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。

(2) 富良野川≪水位周知河川≫

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
避難準備・高齢者等避難開始	1 富良野川の富良野水位観測所（シャトーふらの橋下流）の水位が避難判断水位である 165.44m に到達した場合 2 富良野川の富良野水位観測所の水位が水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の上富良野水位観測所及び中富良野水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②富良野川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	花園町、錦町、住吉町、新光町、瑞穂町、春日町、西麻町、北麻町、東雲町、東麻町、南麻町、桂木町、新富町、若松町、朝日町、西町、北斗町、西学田二区、東学田二区、北大沼、南大沼、西鳥沼、東鳥沼、北扇山、西扇山、南扇山
避難勧告	1 富良野川の富良野水位観測所（シャトーふらの橋下流）の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である 167.12m に到達した場合 2 富良野川の富良野水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の上富良野水位観測所及び中富良野水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②富良野川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
避難指示（緊急）	1 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 富良野川の富良野水位観測所（シャトーふらの橋下流）の水位が堤防高である 168.12m に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 3 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）	

※ 避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。

(3) ベベルイ川《水位周知河川》

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
避難準備・高齢者等避難開始	- ベベルイ川の東4線橋水位観測所の水位が避難判断水位である167.80mに到達した場合 - ベベルイ川の東4線橋水位観測所の水位が水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 - ベベルイ川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 - 上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 - 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 - 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	花園町、錦町、住吉町、新光町、瑞穂町、春日町、西麻町、北麻町、東雲町、東麻町、南麻町、桂木町、新富町、若松町、朝日町、西町、北斗町、西学田二区、東学田二区、北大沼、南大沼、西鳥沼、東鳥沼、北扇山、西扇山、南扇山
避難勧告	- ベベルイ川の東4線橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である168.17mに到達した場合 - ベベルイ川の東4線橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 - ベベルイ川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 - 上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 - 異常な漏水・侵食等が発見された場合 - 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
避難指示（緊急）	- 決壊や越水・溢水が発生した場合 - ベベルイ川の東4線橋水位観測所の水位が堤防高である169.63mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） - 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 - 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）	

※ 避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。

(4) ヌッカクシ富良野川《水位周知河川》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
避難準備・高齢者等避難開始	1 ヌッカクシ富良野川のヌッカクシ5号橋下流水位観測所の水位が避難判断水位である170.19mに到達した場合 2 ヌッカクシ富良野川のヌッカクシ5号橋下流水位観測所の水位が水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①ヌッカクシ富良野川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	花園町、錦町、住吉町、新光町、瑞穂町、春日町、西麻町、北麻町、東雲町、東麻町、南麻町、桂木町、新富町、若松町、朝日町、西町、北斗町、西学田二区、東学田二区、北大沼、南大沼、西鳥沼、東鳥沼、北扇山、西扇山、南扇山
避難勧告	1 ヌッカクシ富良野川のヌッカクシ5号橋下流水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)である170.48mに到達した場合 2 ヌッカクシ富良野川のヌッカクシ5号橋下流水位観測所の水位が氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①ヌッカクシ富良野川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ②上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
避難指示(緊急)	1 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 ヌッカクシ富良野川のヌッカクシ5号橋下流水位観測所の水位が堤防高である171.28mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) 3 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)	

※ 避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。

(5) 西達布川<<水位周知河川>>

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (浸水想定区域図を基本とする)
避難準備・高齢者等避難開始	- 西達布川の白萩橋上流水位観測所の水位が避難判断水位である 293.29mに到達した場合 - 西達布川の白萩橋上流水位観測所の水位が水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 - 西達布川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 - 上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 - 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 - 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	- 東山地区 あかしや、共栄、かつらかえで、さくら - 西達布地区 おもと、しらはぎ、のぎく、すみれ、つつじ
避難勧告	- 西達布川の白萩橋上流水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である 294.09mに到達した場合 - 西達布川の白萩橋上流水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 - 西達布富良野川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 - 上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合 - 異常な漏水・侵食等が発見された場合 - 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
避難指示（緊急）	- 決壊や越水・溢水が発生した場合 - 西達布川の白萩橋上流水位観測所の水位が堤防高である 294.89mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） - 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 - 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）	

※ 避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。

(6) <<その他の中小河川>>

○ 基本的な考え方

中小河川については、浸水想定区域図が整備されていないことや水位観測が行えないこと、短時間の降雨で浸水が発生すること、狭い範囲の降雨の継続状況を把握することが難しいことから、基本的に避難勧告の対象としない。ただし、職員をはじめ、消防団や市民、自主防災組織から得られた被害情報をもとに局所的に避難勧告等を発令することがある。

山間部等の流れの速い河川沿いの家屋は、立ち退き避難も必要となる場合がある。これら山間部については、土砂災害における避難勧告等の判断基準を準用して、発令するものとする。

7 避難勧告等の解除の判断基準

《洪水予報河川・水位周知河川》

避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれが無くなった段階を基本として、解除するものとする。

《その他河川等》

避難勧告等の解除については、当該河川または下水道の水位が十分に下がり、かつ、その他河川等については当該河川の流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合を基本として、解除するものとする。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
旭川地方気象台 【電話番号 0166-32-7102】	・ 気象、地震、水象に関すること。
札幌開発建設部 空知川河川事務所 【電話番号 0124-24-4111】	・ 国管理河川施設に関すること。 ・ 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・ 保有するリアルタイムの情報に関すること。
上川総合振興局 旭川建設管理部 【電話番号 0166-46-5153】	・ 道管理河川施設に関すること。 ・ 保有するリアルタイムの情報に関すること。
上川総合振興局 地域政策部地域政策課 【電話番号 0166-46-5918】	・ 災害情報及び被害情報に関すること。 ・ 避難対策に関すること。

9 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(ＬＡアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	ＴＶ放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
総務部	ラジオふらの		聴取者
総務部	ホームページ、フェイスブック		ＰＣユーザー等
総務部	安全・安心メール		登録者
総務部	ヤフー防災速報アプリ		登録者
総務部	広報車		住民等（巡回ルート）
富良野広域 連合富良野 消防署	消防車		住民等（巡回ルート）
	サイレン（60 秒）		住民等
	電話又はＦＡＸ		消防団
総務部	電話又はＦＡＸ		要配慮者利用施設
総務部	電話又はＦＡＸ		町内会、自主防災組織
教育委員会	電話又はＦＡＸ		学校等
総務課	電話		上川総合振興局地域政策課 上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所 札幌開発建設部空知川河川事務所 旭川開発建設部富良野道路事務所 旭川地方気象台 富良野警察署等

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

※ 要配慮者利用施設に対して、避難準備・高齢者等避難開始の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10 避難勧告等の伝達文

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
- こちらは、**富良野市**（災害対策本部）です。
- 川の水位が避難判断水位に到達したため、●時●分に●●地域の●●地区に●●川に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 地域の●●地区にお住まいの方は気象情報に注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。
- 高齢の方、障がいのある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

(2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、**富良野市**（災害対策本部）です。
- 川の水位が氾濫のおそれのある水位に達したため、●時●分に●●地域の●●地区に●●川に関する避難勧告を発令しました。
- 地域の●●地区にお住まいの方は、直ちに予め定めた避難場所へ避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

(3) 避難指示（緊急）の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令。
- こちらは、**富良野市**（災害対策本部）です。
- 川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、●時●分に●●地域の●●地区に●●川に関する避難指示（緊急）を発令しました。
- 未だ避難していない方は、直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
- 地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により●●道は通行できない状況です。●●地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

(4) 緊急速報メールの文例（避難勧告・北海道防災情報システムを使用した場合）

- 富良野市：避難勧告
- ／○ 00:00
- 地 区：○○地区
- 避難場所：○○小学校、○○会館
- 理 由：○○川氾濫のおそれ
- 備 考：○○地域の○○地区にお住まいの方は、速やかに避難を開始してください。
避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

別添

○主要水位・雨量観測所一覧

【洪水予報河川】

水 系	河川名	水位観測所	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	堤防 天端高	所管 事業所
石狩川水系	空知川	布部①※	184.00m	185.50m	185.90m	190.19m	札幌開発建設部
石狩川水系	空知川	布部②※	184.00m	184.40m	184.80m	190.19m	札幌開発建設部

※布部①区間 左岸：富良野市島ノ下から富良野市字山部東十二線

右岸：富良野市清水山から富良野市字布部

布部②区間 左岸：富良野市字山部東十二線から南富良野町金山

右岸：富良野市字布部から南富良野町金山

【水位周知河川】

水 系	河川名	水位観測所	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	堤防 天端高	所管 事業所
石狩川水系	富良野川	富良野	165.14m	165.44m	167.12m	168.12m	旭川建設管理部
石狩川水系	ベベルイ川	東4線橋	166.60m	167.80m	168.17m	169.63m	旭川建設管理部
石狩川水系	ヌッカクシ富良野川	ヌッカクシ5号橋下流	169.34m	170.19m	170.48m	171.28m	旭川建設管理部
石狩川水系	西達布川	白萩橋上流	292.94m	293.29m	294.09m	294.89m	旭川建設管理部

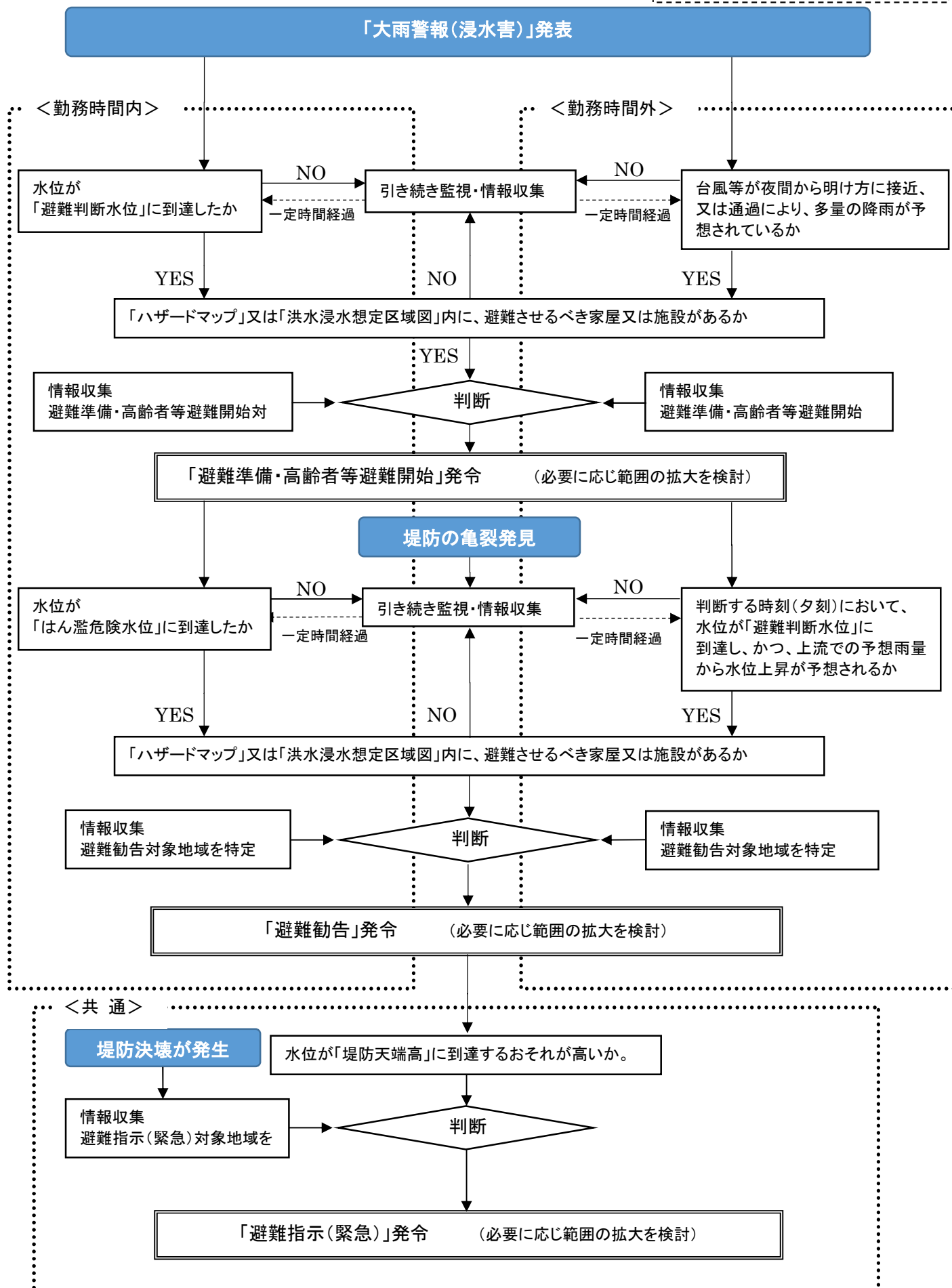
【その他の中小河川】

※以下の中小河川については、簡易的な水位計を設置しているが、氾濫注意水位等は未設定。

水 系	河川名	水位観測所	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	堤防 天端高	所管 事業所
石狩川水系	布礼別川	布礼別橋	—	—	—	—	旭川建設管理部
石狩川水系	北一号川	新光橋	—	—	—	—	旭川建設管理部

Ⅰ 避難勧告等判断フロー図（水害/水位周知河川）

【主な災害対応】
防災体制の確立、避難所の開設準備
災害情報の収集、現地パトロール 等



北の峰・五区・布部・御料
地区

- 富良野川・ベベル川・ヌッカシ富良野川
24時間総雨量448mm(概ね1000年に1度程度の大雨)
- シブケウシ川、北一号川、二線川、布部川、八線川、十線川、布礼別川、滝の沢川
簡易ソフト(IRICI)を使用し、最大規模(概ね1000年に1度程度)の雨量及び浸水深を計算

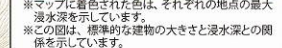
防災

土砂災害のおそれのある箇所の凡例

川が浸水するおそれのある箇所の凡例

三 アンダーパス

5.0m~

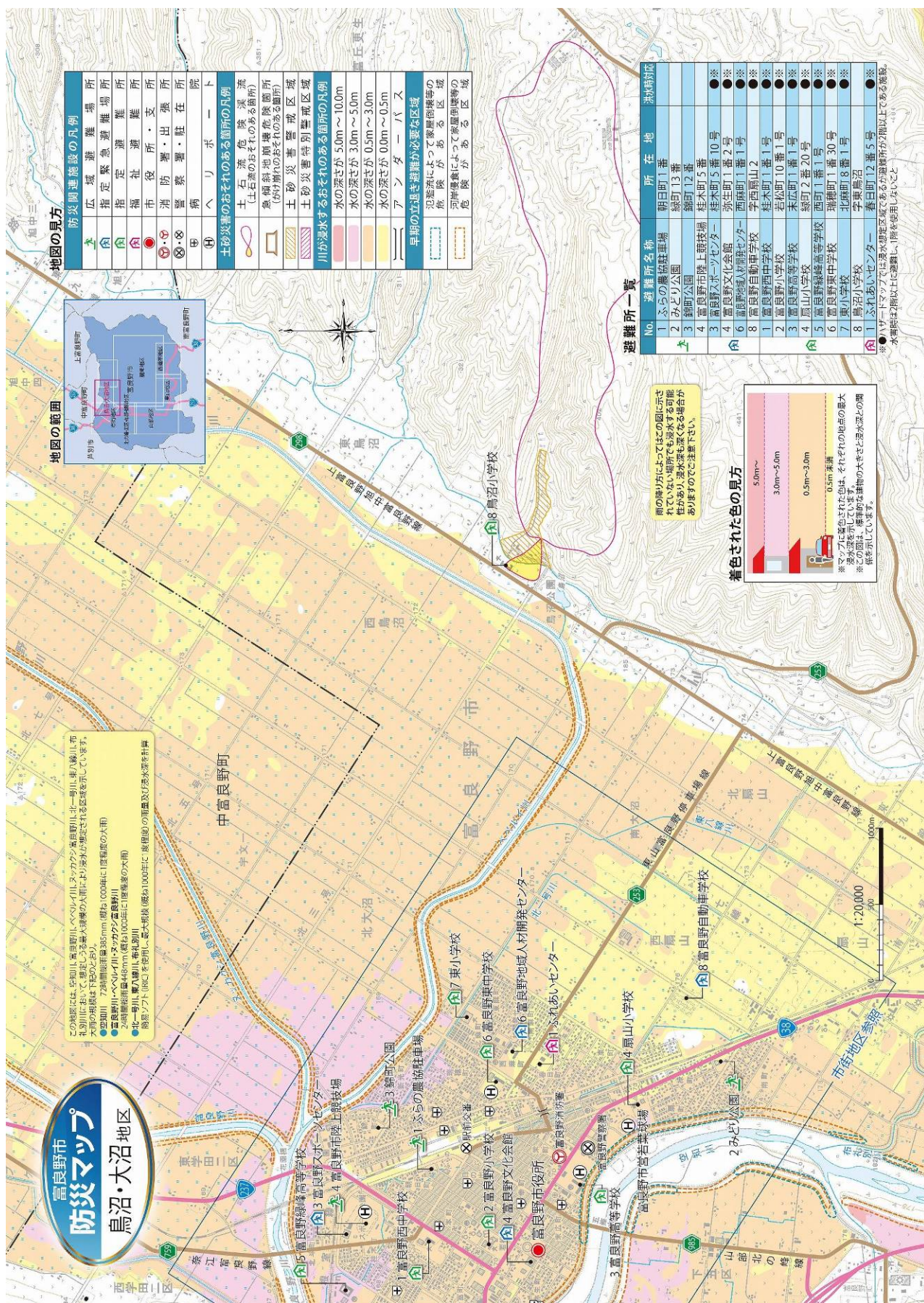


No.	避難所名称	所在地	洪水時対応
-----	-------	-----	-------

※●ハザードマップでは浸水想定区域であるが避難所が2階以上である施設。
水害時は2階以上に避難し、1階を使用しないこと

雨の降り方によってはこの図に示されていない場所でも浸水する可能性があります。浸水深も深くなる場合がありますのでご注意ください。

1:25,000



●ハザードマップでは洪水想定区域であるが避難所が2階以上である施設。

富良野市
防災マップ
山部地区

地図の見方

防災関連施設の凡例	
	広域避難場所
	指定緊急避難場所
	指定避難場所
	福祉避難所
	市役所・支所
	消防署・出張所
	警察署・駐在所
	病院
	ヘルポート
土砂災害のおそれのある箇所の凡例	
	土石流危険渓流 (土石流のおそれのある箇所)
	急傾斜地崩壊危険箇所 (がけ崩れのおそれのある箇所)
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域
川が浸水するおそれのある箇所の凡例	
	水の深さが 5.0m～10.0m
	水の深さが 3.0m～5.0m
	水の深さが 0.5m～3.0m
	水の深さが 0.0m～0.5m
	アンダーパス
早期の立退き避難が必要な区域	
	氾濫流によって家屋倒壊等の危険がある区域
	河岸侵食によって家屋倒壊等の危険がある区域

着色された色の見方



地図の範囲



避難所一覧

No.	避難所名称	所在地	洪水時対応
7	山部中央公園	山部東町8番	
12	山部北星地区コミュニティセンター	字山部4区	
13	山部南陽地区コミュニティセンター	字山部13区	
10	山部小学校	山部東町8番64号	●※
12	生涯学習センター	字山部東21線12番地	●※

※ハザードマップでは浸水想定区域であるが避難所が2階以上である施設。水害時は2階以上に避難し、1階を使用しないこと

この地図には、空知川、十線川、滝の沢川、十二線川、十四線川、十五線川、十八線川、勇振川、紅葉川、二十五線川、山部川において、想定する最大規模の大雨により浸水が想定される区域を示しています。大雨の規模は下記のとおり。
●空知川 72時間総雨量385mm(概ね1000年に1度程度の大雨)
●十線川、滝の沢川、十二線川、十四線川、十五線川、十八線川、勇振川、紅葉川、二十五線川、山部川 簡易ソフト(RIC)を使用し、最大規模(概ね1000年に1度程度)の雨量及び浸水深を計算



雨の降り方によってはこの図に示されていない場所でも浸水する可能性があります。浸水深も深くなる場合がありますのでご注意ください。

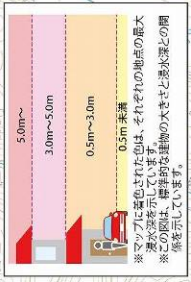


南富良野町

富良野市 防災マップ 西達布地区



地図の見方



防災関連施設の凡例	
所	広域避難場所
所	指定緊急避難場所
所	指定避難場所
所	福祉避難所
所	市役所・支所
所	消防署・出張所
所	警察署・駐在所
所	病院
所	ヘリポート
土砂災害のおそれのある箇所の凡例	
所	土石流危険箇所 (土石流のおそれのある箇所)
所	急傾斜地崩壊危険箇所 (けずれのおそれのある箇所)
所	土砂災害警戒区域
所	土砂災害特別警戒区域
川が浸水するおそれのある箇所の凡例	
所	水の深さが 5.0m ～ 10.0m
所	水の深さが 3.0m ～ 5.0m
所	水の深さが 0.5m ～ 3.0m
所	水の深さが 0.0m ～ 0.5m
所	アンダーパス
早期の立退き避難が必要な区域	
所	氾濫流によって家屋倒壊等の危険がある区域
所	河川侵食によって家屋倒壊等の危険がある区域

避難所一覧

No.	避難所名称	所在地	洪水時対応
15	西達布おもと会館	字西達布おもと	○
16	西達布集落センター	字西達布市街	○
18	三の山会館	字西達布つじ	○

川の増り方によってはこの図に示されていない場所でも浸水する可能性があります。浸水が深刻な場合は、この図を参考に避難してください。

この地図には、西達布川、東の沢川、山形川において、想定する最大規模の大雨により、発生する想定される洪水（想定100年に1度の大雨）の浸水範囲を示しています。
●西達布川、東の沢川、山形川の洪水
●西達布川、東の沢川、山形川の洪水
●西達布川、東の沢川、山形川の洪水

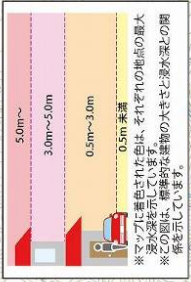


富良野市 防災マップ 麓郷地区

富丘・布礼別地区



着色された色の見方



雨の降り方によってはこの図に示されていない場所でも浸水する可能性があります。浸水が深くなる場合がありますのでご注意ください。

地図の範囲



地図の見方

防災関連施設の凡例	
広域避難場所	指定緊急避難場所
指定避難場所	指定避難場所
福祉避難所	福祉避難所
消防署・出張所	消防署・出張所
警察署・駐在所	警察署・駐在所
病院	病院
ヘリポート	ヘリポート
土砂災害のおそれのある箇所の凡例	
土石流危険渓流	土石流危険渓流
急傾斜地崩壊危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
川が浸水するおそれのある箇所の凡例	
水の深さが5.0m～10.0m	水の深さが5.0m～10.0m
水の深さが3.0m～5.0m	水の深さが3.0m～5.0m
水の深さが0.5m～3.0m	水の深さが0.5m～3.0m
水の深さが0.0m～0.5m	水の深さが0.0m～0.5m
アンダーパス	アンダーパス

避難所一覧

No.	避難所名称	所在地	洪水時対応
19	平沢集落センター	字平沢	○
20	藤郷集落センター	字藤郷市街	○
21	富丘総合会館	字富丘	○
22	八幡丘会館	字八幡丘	○
14	柳海小学校	字老節市街	○
15	藤郷小学校	字藤郷	○
16	右れ別小学校	字右れ別市街	○

※●ハザードマップでは浸水想定区域であるが避難所が2階以上である施設。水害時は2階以上に避難し、1階を使用しないこと。

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
(土砂災害編)

(案)

平成31年●月

富良野市

〈 目 次 〉

1	避難勧告等の対象とする土砂災害	1
2	避難勧告等の発令対象区域	2
3	具体的な区域設定の考え方	2
4	避難勧告等を判断する情報	3
5	避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	4
6	避難勧告等の発令の判断基準	5
7	避難勧告等の解除	6
8	協力・助言を求めることのできる機関	6
9	避難勧告等の伝達方法	7
10	避難勧告等の伝達文	7

別添 「土砂災害危険箇所等一覧」

巻末資料

I 避難勧告等判断フロー図（土砂災害）

II 土砂災害の前兆現象について

1 避難勧告等の対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである。

対 象	急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対 象 外	地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※危険性が確認された場合、国や都道府県等が監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市として避難勧告等を発令
	火山噴火に伴う 降灰後の土石流	火山砕屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や溪床から流出する現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等を判断・伝達
	河道閉塞に伴う 土砂災害	崖くずれ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※技術的に予知・予測が困難

2 避難勧告等の発令対象区域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されることが多く、避難勧告等は市町村単位又は一定の地域からなる発令単位毎に発令され、次に示す土砂災害警戒区域・危険箇所等が避難勧告等の対象となる。

対象区域は別添「土砂災害危険箇所等一覧」のとおり

（１）土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

① 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

② 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

（２）土砂災害危険箇所

① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

② 土石流危険渓流の被害想定区域

渓流の勾配が3度以上（火山砂防地域では2度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

（３）その他の場所

上記（１）（２）の隣接区域やその他避難の必要がある場所

3 具体的な区域設定の考え方

避難勧告等の発令範囲を絞り込むため、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難勧告等発令の対象要素としてあらかじめ定めておき、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度の高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする。

避難勧告等の発令単位としては、市の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュが含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難勧告等を発令することが考えられる。この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

4 避難勧告等を判断する情報

○北海道土砂災害警戒情報システム (http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/) ① 土砂災害警戒情報発表状況 現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。 ② 土砂災害危険度情報 土砂災害の危険度を5kmメッシュで表示 土砂災害危険箇所、危険度判定図（スネーク曲線）、雨量情報を一画面にまとめて表示。 【危険度の表示】更新間隔10分 濃紫－実況で土砂災害警戒情報発表基準超過 薄紫－2時間後までの予想で土砂災害警戒情報発表基準超過 赤－実況又は予想で大雨警報（土砂災害）発表基準超過 黄－実況又は予想で大雨注意報発表基準超過 ③ 降雨情報 降雨の状況を1kmメッシュで表示。 ④ 土砂災害警戒区域等の指定状況 土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。	
○土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁）(http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/) 2時間先までの土砂災害の危険度を5kmメッシュで表示したもの。 【危険度の表示】更新間隔10分 濃紫－実況で土砂災害警戒情報発表基準超過 薄紫－2時間後までの予想で土砂災害警戒情報発表基準超過 赤－実況又は予想で大雨警報（土砂災害）発表基準超過 黄－実況又は予想で大雨注意報発表基準超過	

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。	北海道防災情報システム http://www.bousai-hokkaido.jp/ 気象庁ホームページ http://www.jma.go.jp/jma/ 防災情報提供システム https://bosai.jmainfo.go.jp/ (ID・パスワード必要)
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
土砂災害警戒情報	気象庁と道の共同発表	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	北海道土砂災害警戒情報システム 北海道防災情報システム 気象庁ホームページ 防災情報提供システム
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	北海道防災情報システム 気象庁ホームページ 防災情報提供システム
記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。	

5 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	災害対策基本法第56条 市長が、避難のための立退きの準備その他の措置について行う必要な通知又は警告。	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域では、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	災害対策基本法第60条 市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告することができる。 避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。	・土砂災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。
避難指示(緊急)	災害対策基本法第60条 市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、急を要すると認めるときは、避難のための立退きを指示することができる。 避難のための立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。	・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、土砂災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

6 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令するものとする。

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対 象 区 域 (土砂災害危険箇所内の住家等を基本とする。)
避難準備・ 高齢者等避難開始	1 大雨警報（土砂災害）が発表された場合	北海道土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤、又は薄紫、濃紫）
避難勧告	1 土砂災害警戒情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周辺の大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（濃紫、薄紫及びその周辺の赤）
	2 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）
避難指示 (緊急)	1 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（濃紫、薄紫）のうち、記録的短時間大雨情報が発表された地域（発表文で確認。例：〇〇町北部付近）及びその周辺の地域
	2 土砂災害が発生した場合	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域 (土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。)

〈避難勧告等の発令判断基準〉

- ・ 重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- ・ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過していない場合も総合的に判断を行う。
- ・ 立退き避難が困難となる夜間において、孤立や避難が困難になると見込まれる地域等に対して、避難勧告等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）が夜間にかけて継続する場合、または大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合）

7 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除は土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。この際、市町村は国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
旭川地方気象台 【電話番号 0166-32-7102】	・気象、地象、水象に関すること。
上川総合振興局 旭川建設管理部 【電話番号 0166-46-4931】	・土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関すること。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・北海道土砂災害警戒情報システムに関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
札幌開発建設部 空知川河川事務所 【電話番号 0124-24-4111】	・直轄砂防施設に関すること。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
上川総合振興局 地域政策部地域政策課 【電話番号 0166-46-5918】	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

9 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	市内に滞在する携帯電話保持者
総務部	ラジオふらの		聴取者
総務部	ホームページ、フェイスブック		PCユーザー等
総務部	安全・安心メール		登録者
総務部	ヤフー防災速報アプリ		登録者
総務部	広報車		住民等(巡回ルート)
富良野広域 連合富良野 消防署	消防車		住民等(巡回ルート)
	サイレン(60秒)		住民等
	電話又はFAX		消防団
総務部	電話又はFAX		要配慮者利用施設
総務部	電話又はFAX		町内会、自主防災組織
教育委員会	電話又はFAX		学校等
総務課	電話		上川総合振興局地域政策課 上川総合振興局旭川建設管理部 富良野出張所 札幌開発建設部空知川河川事務所 旭川開発建設部富良野道路事務所 旭川地方気象台 富良野警察署等

※ 要配慮者利用施設に対して、避難準備・高齢者等避難開始の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10 避難勧告等の伝達文

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
- こちらは、富良野市です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。
- 次に該当する方は、避難を開始してください。
 - ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方
 - ・崖の付近や沢沿いにお住まいの方(早めの避難が必要となる地区がある場合に言及)については、避難を開始してください。
- それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険と思ったら早めに避難をしてください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

(2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、富良野市です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まっています。
- 速やかに避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

(3) 避難指示（緊急）の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、富良野市です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。
- △△地区で土砂災害の発生（または、山鳴り、流木の流出）が確認されました。
- 土砂災害の危険性が極めて高まっています。
- 未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

【緊急速報メールの文例（避難勧告・北海道防災情報システムを使用した場合）】

富良野市：避難勧告
00/00 00:00
地区：●●地区
避難所：●●小学校、●●会館
理由：土砂災害発生のおそれ
備考：当該地区の急傾斜地、崖地、沢地などに滞在中の方は、速やかに避難してください
詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください

〈留意事項〉

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険箇所内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。

別添

○土砂災害危険箇所等一覧

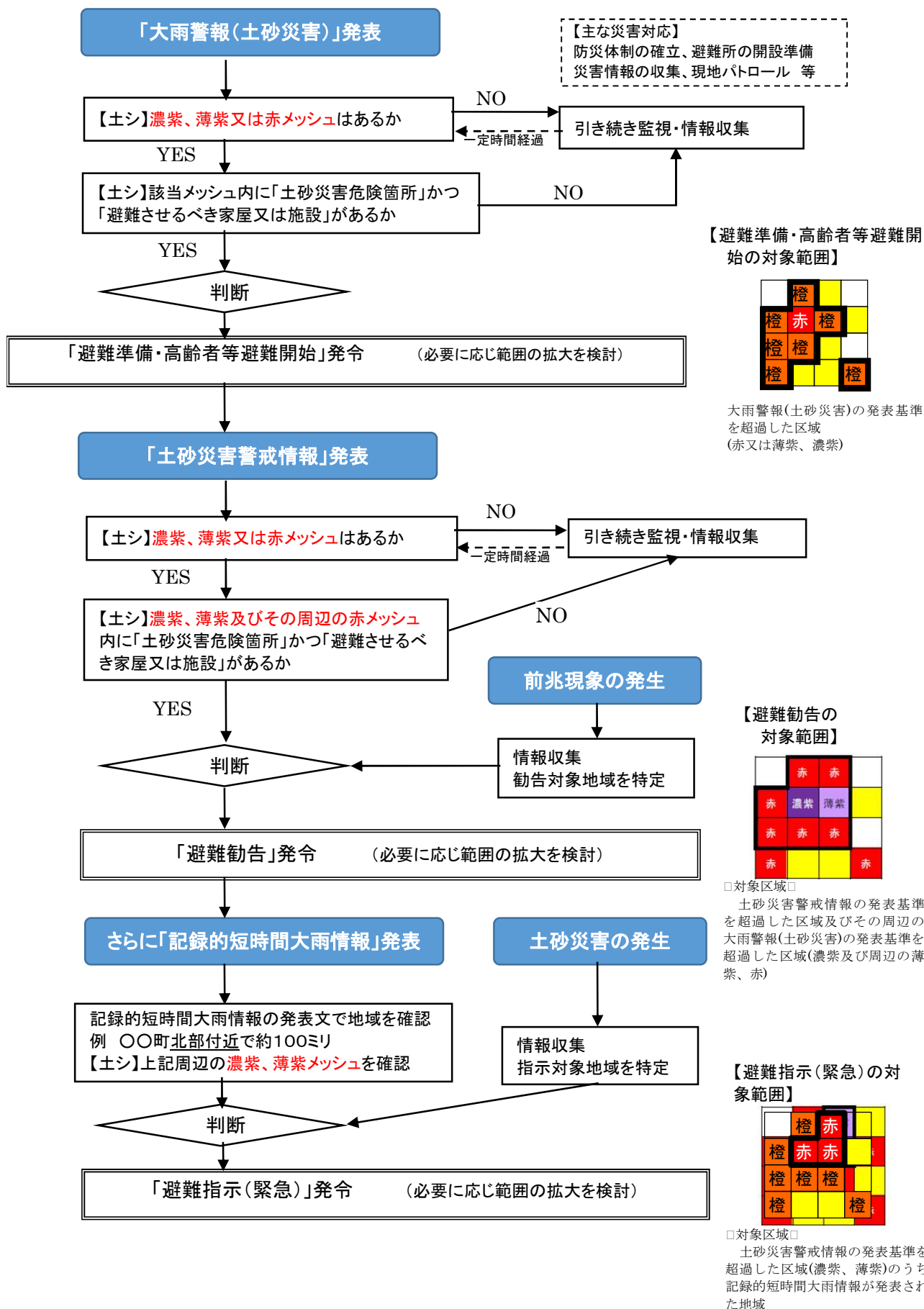
【急傾斜地崩壊危険箇所及びこれに類する箇所】

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	人家等 の有無
急 001	Ⅱ-4-46-1562	東山 (富良野東山1)	○	○	有
急 002	Ⅱ-4-47-1563	東山 (富良野東山2)	○	○	有
急 003	Ⅱ-4-48-1564	東山 (富良野東山3)	○	○	有
急 004	I-4-57-2200	東山 (富良野東山4)	○	○	有
急 005	Ⅱ-4-49-1565	東山 (富良野松南)	○	○	無

【土石流危険渓流及びこれに類する渓流】

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	人家等 の有無
土 001	I-43-0380	中御料 (四線川)	○	○	有
土 002	I-43-0400	北の峰町 (北二線川)	○	○	有
土 003	I-43-0180	東鳥沼 (名取の沢川)	○		有
土 004	Ⅱ-43-0190	西達布 (川松沢二の沢川)	○		有
土 005	Ⅱ-43-0190	東山 (東川)	○	○	有

巻末資料Ⅰ 避難勧告等判断フロー図（土砂災害） 【土シ】＝北海道土砂災害警戒情報システム



巻末資料Ⅱ 土砂災害の前兆現象について

		土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面・がけ	・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目が見える ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・溪流内の火花		・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴 覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
嗅 覚		・腐った土の臭いがする		

※ 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、または発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべき